

第 3 章 給 与 関 係

職員の給与に関して、令和 2 年 4 月現在における職員の給与及び県内民間事業所の給与を調査し、これらに基づいて、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。

1 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見

地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。

その概要は、次のとおりである。

(1) 令和 2 年 5 月 12 日 職員の特殊勤務手当に関する意見

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、同感染症により生じた事態に対処するために緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えるものについて、特例を措置することが適当（令和 2 年 1 月 28 日から実施）

〔 1 日当たり 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う業務等に従事した場合 4,000 円） 〕

(2) 令和 2 年 10 月 22 日 職員の期末手当等に関する報告（意見）及び勧告

ア 民間給与の調査（職種別民間給与実態調査）

職員の給与を検討するため、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上である県内の民間事業所のうち、層化無作為抽出法によって抽出した 470 の事業所について、特別給等に関する調査（民間事業所における令和元年 8 月から令和 2 年 7 月までの特別給等の支給実績等に関する調査）を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

イ 職員給与と民間給与との比較

令和元年 8 月から令和 2 年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額 4.44 月分に相当しており、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数（4.50 月）が民間の特別給の年間支給割合を上回っていた。

ウ 職員の特別給の改定

民間の特別給の年間支給割合に見合うように、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を引下げる。

（年間 4.50 月 → 4.45 月、引下げ分は期末手当の支給月数に反映）

(3) 令和2年11月12日 職員の給与等に関する報告（意見）

ア 職員の給与に関する報告（意見）

(ア) 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和2年職員給与実態調査」によると、令和2年4月1日において、職員の総数は53,923人で、平均年齢は39.8歳となっている。これらの職員の平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当等の合計額）は、398,816円となっている。

これらのうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均年齢は42.1歳、平均給与月額は380,503円となっている。

(イ) 民間給与の調査（職種別民間給与実態調査）

特別給等に関する調査に引き続き実施した、月例給等に関する調査では、公務と類似すると認められる54職種の15,222人の従業員について、令和2年4月分として支払われた給与月額等を個別に調査した。

(ウ) 職員給与と民間給与との比較

本委員会は、前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職、民間にあつてはこれと類似すると認められる職種の常勤の従業員について、職務の種類別に、役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額を対比させ精密に比較した。その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均87円（0.02%）上回っていた。

(エ) 生計費

令和2年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ215,640円、251,160円及び286,700円となっている。

(オ) 職員の月例給の改定

公民給与較差が小さいことから、給料表等の月例給の改定を行わない。

(4) 令和2年11月12日 人事管理に関する報告（意見）

ア 人材の確保、育成及び活用

(ア) 人材の確保

人材確保が厳しい中、複雑化する県民ニーズに対応するため、様々な背景を持つ多様な人材をあらゆる方法で確保することが重要である。

今年度は、社会全体として就職氷河期世代の支援に取り組むという国の方針を受け、本県でも同世代を対象とした職員採用選考を実施した。

今年度の採用選考方法等を検証し今後にかかしていく。

(イ) 人材の育成

日ごろの職務の中での指導助言のほか、職員研修や計画的な人事異動などを行うとともに、職員の主体的なキャリアプランニングを支援するなど、職員の能力・意欲の向上を促すマネジメントを実行することが重要である。

加えて、年齢別における職員構成の特徴を踏まえ、中長期的な視点に立った人材育成に取り組むことが求められている。

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

人事評価の公平性や客観性、納得性に十分留意し、今後も人事評価を任用・給与等の人事管理により適切な活用を図っていくことが重要である。

主査級昇任試験については、令和2年度から、第1次試験の免除を受けられる回数を2回から3回に増やし、試験対象者がライフプランに応じて試験に取り組めるよう改めた。

引き続き、出産や育児、介護等の事情を抱える職員でも受験しやすくなるような方策を検討していくとともに、先輩職員の経験を聞くことができる機会を設けるなど、試験にチャレンジする意欲の醸成に努めていく。

(エ) 女性職員の活躍しやすい環境・意識づくり

女性のキャリア形成に資する計画的な人事異動や研修の充実などの取組を着実に実行するとともに、女性の活躍に向けた意識を醸成する必要がある。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークによる多様な働き方が進んだ。女性職員の活躍を強力に推進するためには、このような働き方の見直しとともに、男性職員も含めた職員全体の意識改革が不可欠である。

(オ) 高齢層職員の能力及び経験の活用

定年の引上げについて国の動向を注視しつつ、本県においても国の制度設計や他の都道府県の動向等を踏まえ、検討を進めていく必要がある。さらに、定年延長に伴う新規採用者数への影響や現行の再任用制度からの円滑な移行など、人事制度全体への影響にも留意することが求められる。

イ 「新しい生活様式」に応じた多様な働き方

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの働き方

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本県では時差通勤やテレワークを推進し、各職場では「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避など業務執行方法を見直した。こうした対策への取組を、多様な働き方の推進や業務効率化などの契機と捉え、今後に向けて積極的に生かしていくこと、職員が安心して働き続けることのできる環境を整備していくことが重要である。

(イ) 仕事と生活の両立支援の推進

新型コロナウイルスの終息後も、テレワークの推進、時差通勤やフレックスタイム等の活用による勤務時間の弾力的割振りにより、職員が多様な働き方を選択できるようにしていくことが求められる。

男性職員の一定期間の育児休業や子育て休暇など育児関連休暇の取得を促進していく必要がある。

ウ 働き方改革と勤務環境の整備等

(ア) 総実勤務時間の縮減

時間外勤務縮減のために所属長等による業務の見直し、ICTの活用など事務事業の更なる効率化を推進していく必要がある。

学校現場においては、ICカードによる勤務管理システムが導入された。学校の管理職は、この勤務管理システムを活用して教員の在校等時間を把握し、定められた上限時間を超えないよう業務の削減や見直しに取り組んでいくことが求められる。公立小中学校においても、市町村教育委員会と連携して取り組む必要がある。

(イ) 心身の健康管理

各職場においては、ストレスチェックの分析結果を活用して職場環境の改善に取り組むことが重要である。

テレワークなどの多様な働き方が広がる中においても職員の状況把握に十分留意し、新型コロナウイルス感染症への対応など緊急事態に対処するため長時間勤務となった職員が確実に医師による面接相談を受けられるようにしていく必要がある。

(ウ) ハラスメントの防止

今年度、任命権者においては、「パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」を改正し、パワー・ハラスメントの禁止や苦情相談への対応等を規定した。職員一人一人が、ハラスメントへの理解を深めるとともに、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような研修や相談窓口の周知などの取組が求められる。

(エ) 公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底

任命権者においては、公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図り、不祥事防止に取り組んでいくことが重要である。

(5) 令和3年1月7日 職員の特殊勤務手当に関する意見

児童相談所に勤務する児童福祉司等の業務の特殊性、困難性が増加しているため、福祉保健業務手当について、必要な措置を講ずることが適当（令和2年4月1日から実施）

〔 児童相談所に勤務する児童福祉司又は判定を行う所員が、社会福祉に関する業務に従事した月1月につき20,000円に引上げ 〕

2 職員給与実態調査

(1) 令和2年4月における職員の平均給与月額等は、次のとおりである。

	行政職給料表適用職員	全職員
給料	329,592	346,507
扶養手当	7,337	7,480
地域手当	29,021	30,047
住居手当	5,797	6,148
管理職手当	8,749	4,873
その他	7	3,761
平均給与月額	380,503	398,816

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む

2 その他は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。

(2) 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	管理職 手当	その他の 手当	平均給与月額
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
行政職	8,375	42.1	19.8	329,592	7,337	29,021	5,797	8,749	7	380,503
公安職	11,609	37.6	16.8	331,082	11,244	28,795	4,572	1,810	132	377,635
研究職	296	42.3	19.1	361,290	9,426	31,902	6,872	9,373	0	418,863
医療職(1)	52	47.0	22.5	472,121	8,865	85,194	5,827	51,473	228,573	852,053
医療職(2)	348	40.6	17.3	328,991	4,524	28,249	5,980	4,006	0	371,750
医療職(3)	223	41.9	19.0	339,237	4,345	28,902	4,840	1,727	0	379,051
教育職(1)	10,093	41.9	19.3	372,157	6,951	31,938	6,853	2,823	7,601	428,323
教育職(2)	21,875	39.0	16.3	351,082	5,960	30,311	6,770	6,069	5,149	405,341
学校栄養職	56	41.9	20.6	337,487	2,081	28,219	4,673	0	0	372,460
事務職	995	38.5	17.2	305,002	4,965	25,811	6,889	0	0	342,667
特定任期付職員	1									
全給料表	53,923	39.8	17.5	346,507	7,480	30,047	6,148	4,873	3,761	398,816

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。
2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。
3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

(3) 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	職員数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,375	78.0	7.0	14.9	0.1	65.0	35.0
公安職給料表	11,609	41.2	5.4	53.4	—	88.6	11.4
研究職給料表	296	96.0	2.0	2.0	—	75.7	24.3
医療職給料表(1)	52	100.0	—	—	—	82.7	17.3
医療職給料表(2)	348	85.6	14.1	0.3	—	36.5	63.5
医療職給料表(3)	223	54.7	44.9	0.4	—	11.2	88.8
教育職給料表(1)	10,093	95.2	2.8	2.0	—	57.7	42.3
教育職給料表(2)	21,875	93.0	7.0	0.0	—	44.8	55.2
学校栄養職給料表	56	30.4	69.6	—	—	5.4	94.6
事務職給料表	995	49.1	14.0	36.9	—	44.1	55.9
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	53,923	78.9	6.2	14.9	0.0	59.8	40.2

(注) 再任用職員は含まれていない(以下(5)まで同じ。)

(4) 給料表別・級別人員分布

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	861	1,438		1,447	2,461	975	749	333	85	10	16
公安職給料表	631	1,517		2,368	4,292	1,684	528	382	150	57	
研究職給料表	—	68		173	53	2					
医療職給料表(1)	13	14		18	7						
医療職給料表(2)	2	27		77	90	97	48	7	—		
医療職給料表(3)	—	22		77	34	68	22	—			
教育職給料表(1)	182	9,367	105	261	178						
教育職給料表(2)	—	19,234	523	1,100	1,018						
学校栄養職給料表	—	—		4	28	24					
事務職給料表	138	170		232	199	128	128				

(5) 給料表別・年齢別人員分布

給料表 年齢	行政職	公安職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	教育職 (1)	教育職 (2)	学校 栄養職	事務職	特定 任期付 職員	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下												
18	7	127								3		137
19	13	123								12		148
20	22	151			1	1		2		11		188
21	24	152				1	1	1		15		194
22	182	280	3		4	9	87	398		21		984
23	181	336	1		1	6	159	524		24		1,232
24	207	332	7	2	7	6	221	588		16		1,386
25	236	330	9	2	2	4	291	759		28		1,661
26	205	295	7	2	14	5	299	793		44		1,664
27	261	336	11		15	3	307	809		28		1,770
28	228	334	7	1	15	4	340	862		22		1,813
29	274	254	10		14	6	332	882		33		1,805
30	252	349	11	2	12	6	347	878		32		1,889
31	198	383	6	1	21	5	366	892	3	39		1,914
32	178	398	8	3	11	6	353	886	1	48		1,892
33	188	390	4	1	13	5	315	828	2	54		1,800
34	190	419	6		19	6	272	804	6	29		1,751
35	158	444	4		9	4	256	681	5	28		1,589
36	148	420	10		9	4	220	631	5	26		1,473
37	136	435	8	2	9	4	224	616	3	25		1,462
38	143	458	5		14	4	181	572	5	41		1,423
39	148	415	7		7	5	232	540	1	27		1,382
40	133	398	5		5	3	187	505	2	29		1,267
41	123	341	4		2	4	205	515	2	15		1,211
42	130	333	10	3	5	9	180	455		18		1,143
43	150	286	8	1	3	4	206	353		11		1,022
44	144	248	6		5	6	200	382		16		1,007
45	207	292	8		2	7	214	388	5	15		1,138
46	255	266	7	2	5	2	208	388	1	21		1,155
47	249	226	11	1	4	6	223	330		21		1,071
48	321	195	7	1	8	12	178	339	2	19		1,082
49	329	164	11		10	9	200	337	2	20		1,082
50	291	152	7	2	8	8	186	374	3	15		1,046
51	318	171	13	2	10	5	185	376		18		1,098
52	332	142	15	1	7	9	223	408		14		1,151
53	245	129	13	2	8	4	249	404		10		1,064
54	291	175	12	1	12	5	317	422	2	16		1,253
55	268	174	10	4	11	11	383	484		22		1,367
56	299	188	6	2	11	6	412	521	1	21		1,467
57	270	177	8	3	13	4	425	637	1	24		1,562
58	207	180	7	3	16	6	448	656	2	33		1,558
59	234	210	4		6	9	459	654	2	31		1,609
60		1					2	1				4
61				3								3
62				2								2
63				2								2
64												0
65				1								1
66歳以上												0
合計	8,375	11,609	296	52	348	223	10,093	21,875	56	995	1	53,923

3 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与を検討するため、令和2年4月現在における民間給与の実態を調査した。

(1) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- (ア) 令和元年8月から令和2年7月までの特別給の支給実績
- (イ) 民間企業における給与改定の状況等
- (ウ) 令和2年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- (エ) 令和2年4月分の初任給の状況

イ 調査期間

令和2年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア(ア)及び(イ)に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ア(ア)及び(イ)に関する調査（以下、「特別給等に関する調査」）
6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ア(ウ)及び(エ)に関する調査（以下、「月例給等に関する調査」）
8月17日（月）～9月30日（水）

(2) 調査の範囲等

ア 調査の範囲

(ア) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所

なお、令和2年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

- ・特別給等に関する調査：2,072事業所
- ・月例給等に関する調査：2,070事業所（※）
※ 月例給等に関する調査時に、新たに規模不適が判明した2事業所を除外している。

(イ) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

イ 調査事業所の抽出

調査対象事業所を組織、規模、産業によって24層に層化し、これらの層から470事業所を無作為に抽出

ウ 調査実人員

15,222人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は91,018人。

【産業別・企業規模別調査事業所数（特別給等に関する調査）】

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	事業所 391	事業所 194	事業所 143	事業所 54
農業、林業、漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	20	8	7	5
製造業	185	73	79	33
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	64	36	19	9
卸売業、小売業	31	18	11	2
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	13	12	1	—
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	78	47	26	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5所、調査不能の事業所が74所あった。
- 2 調査対象事業所470所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所5所を除いた465所に占める調査完了事業所391所の割合（調査完了率）は、84.1%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

【産業別・企業規模別調査事業所数（月例給等に関する調査）】

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	産業計	事業所 367	事業所 185	事業所 132	事業所 50
農業，林業，漁業	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利採取業， 建設業	19	7	7	5	
製造業	170	68	74	28	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	64	38	18	8	
卸売業，小売業	28	17	8	3	
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	13	12	1	—	
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	73	43	24	6	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7所、調査不能の事業所が96所あった。
- 2 調査対象事業所470所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所7所を除いた463所に占める調査完了事業所367所の割合（調査完了率）は、79.3%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。